

議案第46号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年6月6日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条

第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

内閣府令の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改める必要がある。